

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した
中小事業者等の令和3年度分の固定資産税の軽減制度について

<申告期間>

令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

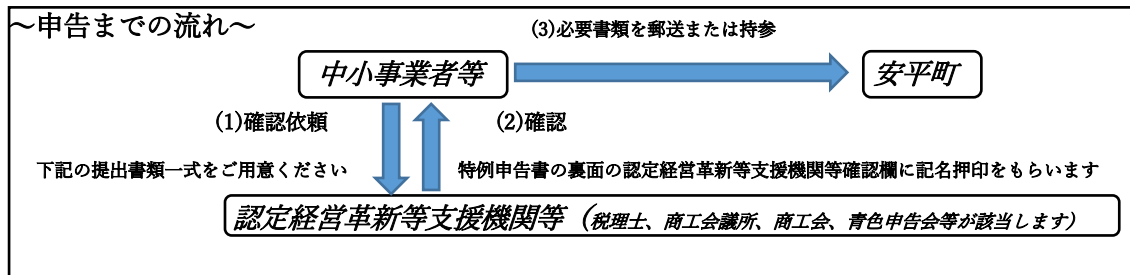
～対象者・対象資産～

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小事業者等(※2)で特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準額を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3カ月の事業収入が、前年の同期間と比べて

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。



～提出書類～

(1) 特例申告書

本申告書に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受け押印がなされたもの

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

(注) 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象一覧を提出したこととなります。

(3) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(個人事業主の場合)

青色申告決算書、見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

(4) 収入が減少したことを証する書類(写)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間を確認できる書類を添付してください。

※(1)(2)につきましては、安平町公式ホームページよりダウンロードしていただくか安平町税務住民課、住民サービス課窓口にて入手願います。